



## いの町福祉タクシー・ガソリンチケットについて

いの町では、障害者の日常生活範囲を広めるなど、社会参加の促進を目的とした福祉タクシー・ガソリンチケット制度があります。

平成19年度分の福祉タクシー・ガソリンチケットは4月2日から受付をします（土・日・祝日を除く。）交付の対象になる方は申請手続きを行ってください。（代理の方でも結構です。）

また、年度途中で新たに当制度の対象者になった方は、別表のと通りの枚数を交付します。

### 対象者

いの町に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅で生活をする方

身体障害者手帳の交付を受けていて、

- ①視覚障害及び下肢障害もしくは体幹障害を主たる障害とする総合級1級から3級の方
- ②上肢障害及び内部障害もしくは聴覚障害を主たる障害とする総合級1級の方

※主たる障害とは、手帳に記載されている障害のうち最も等級の高い障害をいいます。

療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA1、A2の方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方

### 金額と枚数

- ・タクシーチケット…年間15,000円  
(1枚500円 計30枚)
- ・ガソリンチケット…年間15,000円  
(1枚300円 計50枚)

### 交付場所

福祉課(すこやかセンター伊野内)、吾北総合支所ほけん福祉課、本川総合支所ほけん福祉課、町民課、各出張所

### 手続きに必要なもの

該当する障害者手帳、印鑑

### 注意事項

交付を受けられるのはタクシーチケットとガソリンチケットのどちらか一方です。

ガソリンチケットは介護者運転の自動車についても使用できます。

### 問い合わせ

- 福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810
- 吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312
- 本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

別表	対象となった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	タクシー券		30枚(15,000円)			24枚(12,000円)			18枚(9,000円)			12枚(6,000円)	
ガソリン券		50枚(15,000円)			40枚(12,000円)			30枚(9,000円)			20枚(6,000円)		



対象となる  
事故 グループ活動中の事故  
往復中の事故

# スポーツ安全保険



保険期間 平成19年4月1日0時から  
翌年3月31日24時まで  
(申込受付は平成19年3月から)



5名以上の団体で  
ご加入ください

### 加入区分・掛金・補償金額

団体	加入区分	掛金 (※)	対象範囲	保険金額				共済見舞金	
				傷害保険		賠償責任保険 (支払限度額)			
				死亡	後遺障害 (障害)	入院(日額) 実治療日数4日以上	通院(日額)		
子どもの団体	A	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	AWクラブ (中学生以下の方が ご加入できます。)	1,050円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償合算 1事故 500万円を加算	
	AC	1,000円	上記以外の個人練習、個人活動など (学校管理下を除く。)	1,000万円	1,500万円	1,000円	500円	身体賠償・財物賠償合算 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	対象となりません
	C	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人の団体	A	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	B	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			

※「子ども」とは中学生以下及び特別支援学校の児童、生徒及び幼児を、「大人」とは、高校生以上の生徒、学生、社会人などをいいます。

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入れ替え、加入区分の変更はできません。

※掛金には(財)スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金制度」の掛金、1人20円が含まれています。



## 法人 スポーツ安全協会 高知県支部 (高知県体育協会内)

〒780-0844 高知市永国寺町6-13 TEL 820-1755 電話受付時間：8時30分～17時15分(土、日、祝日を除く。)

保険の詳細内容、資料の請求は、<http://www.sportsanzen.org>  
ホームページをご覧ください。●資料請求は、FAXでも受け付けております。0120-104442 (FAX専用)

(共同保険会社)

あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動  
日新火災 ニッセイ岡和損害 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上  
保険については東京海上日動を幹事会社として、上記損害保険会社10社との共同保険となっております。  
(2007年4月現在予定)